

児童の健全な育成及び資質の向上に  
必要なサービスを提供すること  
(施策番号VI－2－2)

添付資料

# 放課後児童クラブについて

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項))

※平成25年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童に拡大(平成27年4月施行予定)

## 【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

- クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- 登録児童数 889,205人 (全国の小学校1～3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,612か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

## 【事業に対する国の助成】

### ○平成26年度予算 332.2億円

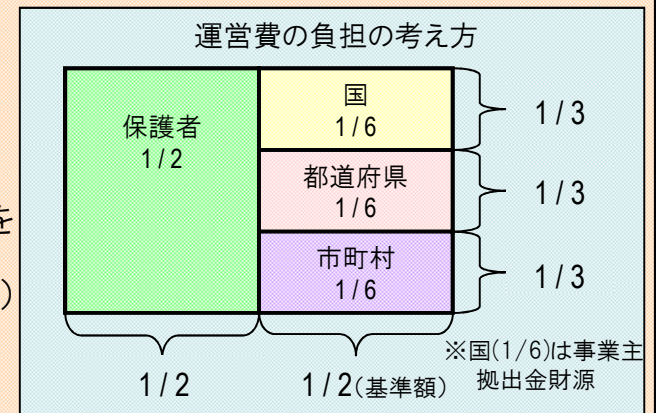
※児童育成事業費(特別会計)による補助

#### ○運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)

- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
- ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成。

#### ○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
- ※運営費は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国・都道府県・設置者が3分の1ずつ負担。整備費(改修・備品購入)は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担。



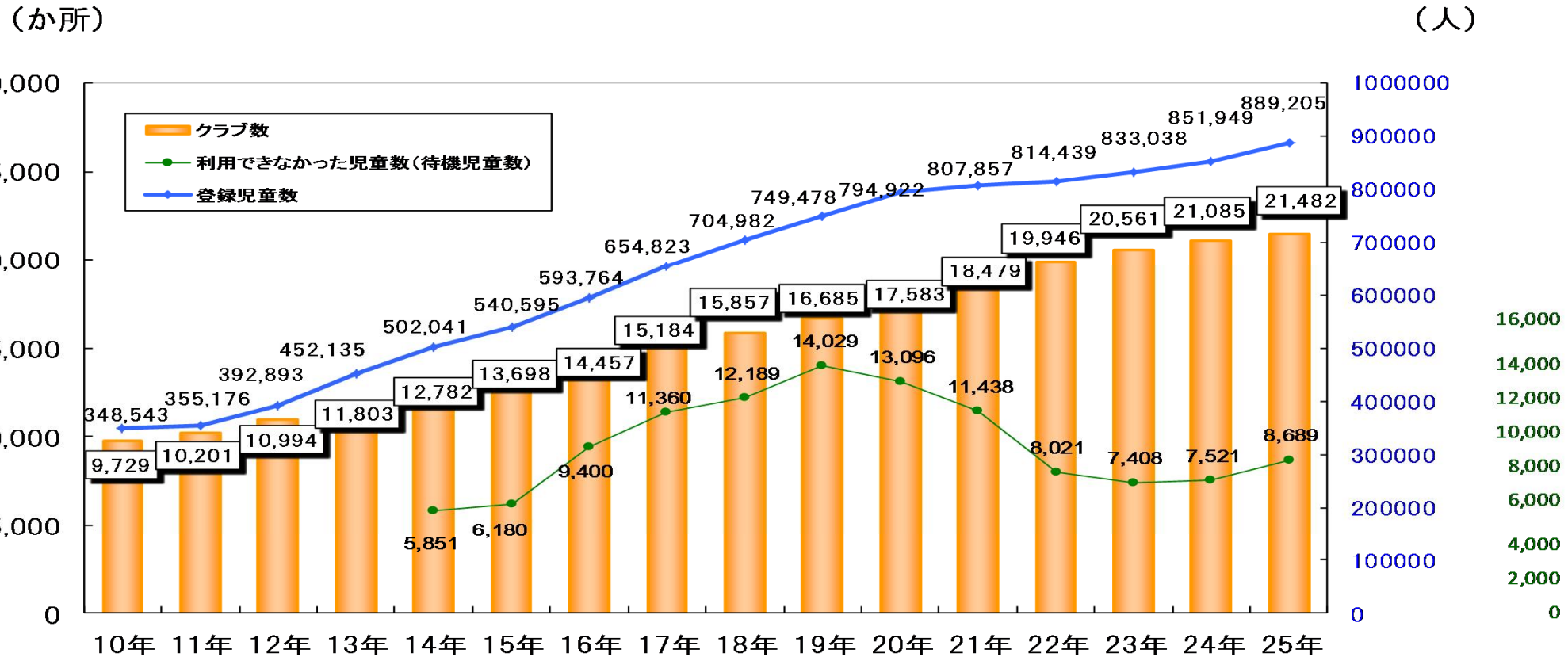
(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

# 放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

平成25年では、クラブ数は2万1,482か所、登録児童数は88万9,205人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約2.2倍、児童数は約2.6倍となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は、8,689人(最大の19年に比べて約6割)となった。

【参考：クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



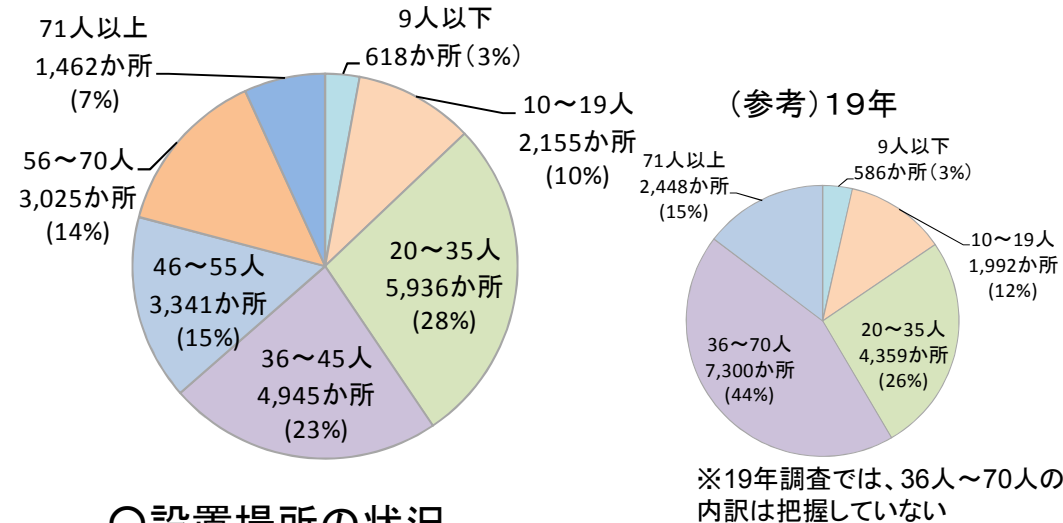
※各年5月1日現在(育成環境課調)

# 放課後児童クラブの現状

※平成25年5月1日現在(育成環境課調)

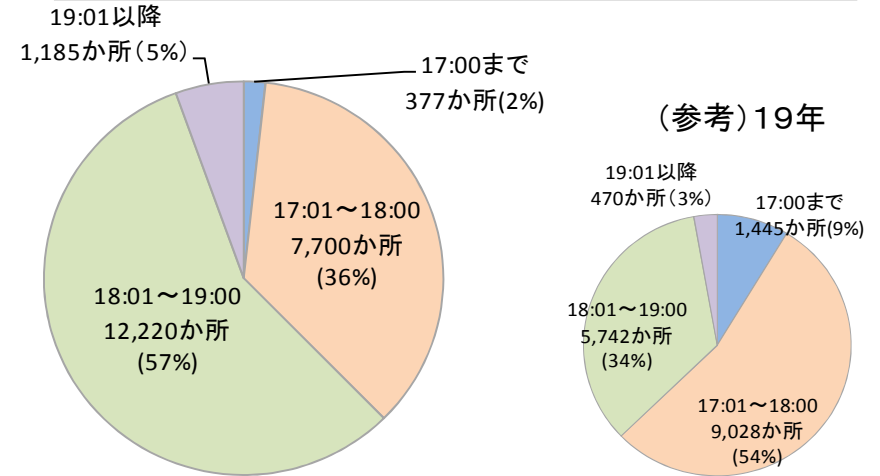
## ○規模別実施状況

登録児童数の人数規模別でみると、45人までのクラブが全体の約65%を占める。



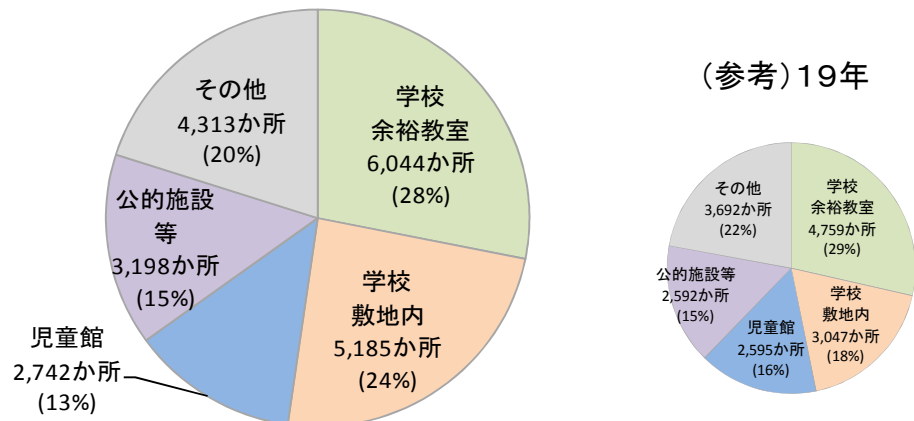
## ○終了時刻の状況(平日)

18時を超えて開所しているクラブが全体の6割を占める。



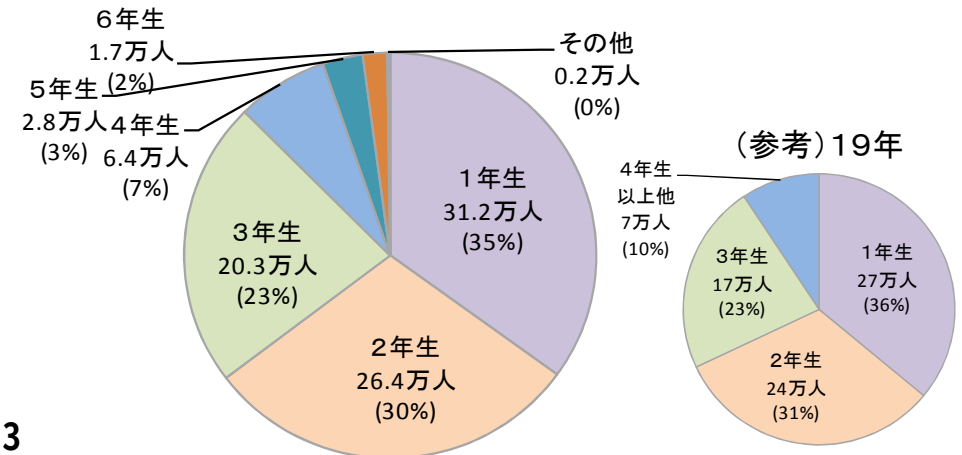
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約28%、学校敷地内の専用施設が約24%、児童館が約13%であり、これらで全体の約65%を占める。



## ○登録児童の学年別の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約9割を占める。





# 放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

## ＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

### 支援の目的（参酌すべき基準）（第5条）

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

### 職員（従うべき基準）（第10条）

- 放課後児童支援員（※1）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※1 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者（※2）

※2 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

### 開所日数（参酌すべき基準）（第18条）

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

### その他（参酌すべき基準）

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

### 設備（参酌すべき基準）（第9条）

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

### 児童の集団の規模（参酌すべき基準）（第10条）

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

### 開所時間（参酌すべき基準）（第18条）

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）  
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）  
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

# 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育＋子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育＋保育＋放課後児童クラブ  
＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育＋子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

## 需要の調査・把握(現在の利用状況＋利用希望)

## 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、  
「量の見込み」(現在の利用状況＋利用希望)、「確保方策」(確保の内容＋実施時期)を記載。

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者  
= 地域型保育給付  
の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後  
児童クラブ

◎教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２６年内閣府告示第１５９号）抄

### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

#### 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

#### ３ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

##### （一）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときに、おける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準（市町村子ども・子育て支援事業計画において地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として別表第三に掲げるものをいう。別表第一において同じ。）を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

量の見込みを定める際に、必要に応じて、地域の実情を踏まえて社会的流出入等を勘案することができる。この場合には、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、量の見込みの算出根拠の透明化を図ること。

##### （二）実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、（一）より定めた各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要である。

また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

##### （別表第三）地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

#### 三 放課後児童健全育成事業

小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。

# 放課後子ども総合プランについて

## ◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

### ○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用
- 高年齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

### ○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
  - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

### ○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備  
(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区（約2万か所）で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする  
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備（約1万か所⇒約2万か所）

## ◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせて対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等

